

令和6(2024)年5月21日

保護者の皆様

東大阪市立上小阪小学校

校長 松下 久哉

学校徴収金についてのお願い

平素は学校徴収金の自動振替にご協力いただきありがとうございます。

標記につきまして、5月は4・5月分2か月分の引落としになります。今月の引落しは2ヶ月分のため高額になっており、残高不足等で引落としができなかった場合、現金で学校にお持ちいただくことになります。現金紛失等の事故を防ぐためにも、振替日までのご入金にご協力賜りますようお願いいたします。

① 振替日 5月28日(火)

* 5月27日(月)までにゆうちょ銀行のお持ちの口座にご入金ください)

② 振替金額(2ヶ月分の金額です)

	給食費	児童活動費	教材費	積立金	PTA会費	合計	
1年	8,040	160	3,000		50円× 申込口数	11,200	+ PTA 会費 (2ヶ月分)
2年	8,240	160	2,200		50円× 申込口数	10,600	
3年	8,440	160	3,000		50円× 申込口数	11,600	
4年	8,440	160	2,800	3,000	50円× 申込口数	14,400	
5年	0	160	3,400	4,000	50円× 申込口数	7,560	
6年	0	160	4,000	3,000	50円× 申込口数	7,160	

※5・6年生の給食費は今年度より無償になっております。

③ 取扱金融機関 ゆうちょ銀行

(裏面へ続きます)

④ 納入方法について

振替日の前日までに口座へご入金下さい。引落としは当月分のみとなっており、残額不足等で引落としができなかった場合、次月にまとめて引落としはできません。また、一部入金されていても、全額に足りない場合は引落としはできず、全額が振替不能となります。

なお、入金忘れ等で引落としができなかった場合は、現金での納入のお願いの文書をお渡しいたしますので、記載の期日までに担任までお持ちいただきますようお願いいたします。

⑤ 給食費について

- 5・6年生は無償です。
- 生活保護費受給中のご家庭は徴収いたしません。
- 就学援助費申請中のご家庭は徴収いたしません。ただし、7月に非認定となった場合は、4月に遡って納入いただきますので予めお知りおきください。また、10月時点で認定保留中のご家庭は、前期分は一旦納入いただき、その後認定された場合は返金いたします。（なお学校長口座払いを選択されたご家庭は、教材費も同様の取り扱いといたします。）

ただし、上小阪小学校へ申請書を提出されたご家庭、もしくは他機関へ提出の旨ご連絡をいただいたご家庭に限ります。